

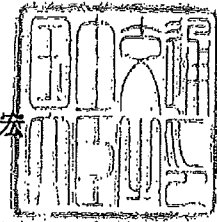


## 認 定 書

国住指第 2353 号  
平成 26 年 12 月 3 日

日立コンクリート株式会社 新砂工場  
代表取締役副社長 岡田 明 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号  
MCON-3263
2. 認定をした構造方法等の名称  
高強度コンクリート
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

## 1. 総則

## 1.1 建築材料の適用範囲

- (1) 本コンクリートは、圧縮強度の基準値（設計基準強度）が  $39\text{N/mm}^2$  以上  $60\text{N/mm}^2$  以下で、かつ、指定強度が  $45\text{N/mm}^2$  を超える高強度コンクリートである。なお、セメントの種類に応じた設計基準強度の範囲は、以下のとおりである。
- 1) 普通ポルトランドセメント :  $39\text{N/mm}^2$  以上  $60\text{N/mm}^2$  以下
  - 2) 中庸熱ポルトランドセメント :  $45\text{N/mm}^2$  以上  $60\text{N/mm}^2$  以下
  - 3) 低熱ポルトランドセメント :  $45\text{N/mm}^2$  以上  $60\text{N/mm}^2$  以下
- ここで、指定強度とは、材齢 28 日における標準養生した供試体の圧縮強度と材齢 91 日における構造体コンクリート強度推定値との差（以下、構造体コンクリート強度の補正值 ( $\alpha_{91}$ ) と称する。）に圧縮強度の基準値（設計基準強度）を加えた値を示す。
- (2) 本コンクリートに使用する材料は、表-1 に示すとおりとする。
- (3) 本コンクリートは、日立コンクリート株式会社 新砂工場（JIS 認証番号：TC0314003）が A プラント又は B プラントで製造する高強度コンクリートに適用する。
- (4) 本コンクリートは、練混ぜから荷卸しまでの時間は 120 分を限度とする。
- (5) 本コンクリートが凍結融解作用を受けるおそれのある場合（地域または部位）は、空気量を 4.5% とする。

表-1 使用材料一覧

使用材料	種類		生産者あるいは産地
セメント	普通ポルトランドセメント		日立セメント(株)
	中庸熱ポルトランドセメント		太平洋セメント(株)
	低熱ポルトランドセメント		
細骨材 <sup>*1</sup>	砕砂及び砂	砂(山砂)	千葉県君津市吉野
		砕砂	栃木県佐野市仙波
粗骨材	碎石(2005)(石灰石)		北海道北斗市峯朗
練混ぜ水 <sup>*2</sup>	上水道水以外の水(工業用水)		東京都水道局
	上水道水		東京都水道局
化学混和剤	高性能 AE 減水剤		BASF ジャパン(株) 日本シーカ(株) 花王(株) (株)フローリック 竹本油脂(株)
	AE 剤		BASF ジャパン(株)

注) \*1: 細骨材の混合比率は、砂(山砂): 砕砂 = 6.5 : 3.5 (質量比) とする。

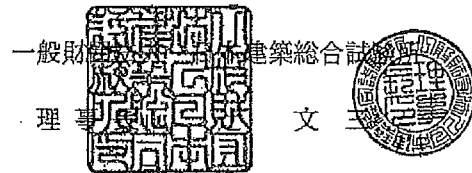
\*2: 練混ぜ水は、原則として工業用水を使用する。上水道水は、工業用水が品質を満足できない場合等に使用する。

## 性能評価書

日立コンクリート株式会社 新砂工場  
代表取締役副社長 岡田 明 様

平成 26 年 8 月 27 日付けで性能評価の申請を受諾した下記の件について、当法人が定めた  
評価基準に基づき審議した結果、建築基準法第 37 条第二号に基づく認定に必要な性能を有  
するものと評価します。

平成 26 年 10 月 1 日



記

1. 件 名  
高強度コンクリート
2. 性能評価の区分  
建築基準法第 37 条第二号の認定に係る評価  
[平成 12 年建設省告示第 1446 号第 1 第七号に掲げる建築材料：コンクリート]
3. 性能評価の内容  
別添、別表及び付表の通り
4. 評価員名  
大野 義照 榊田 吉弘 松藤 泰典 畑中 重光 荒井 正直 永山 勝